⑵　割引を適用した後の料金の額　下表に、

首都圏発着①静岡県域周遊	7,300円	9,100円
首都圏発着②静岡県域周遊	6,700円	8,300円
名古屋発着　静岡県域周遊	6,700円	8,300円
尾張発着　静岡県域周遊	7,200円	9,000円
みえ発着　静岡県域周遊	8,800円	10,800円
静岡県域周遊	5,200円	6,400円

を、

⑶　実施する期間に、

「ハ　平成30年８月１日から平成31年７月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

⑷　適用区間①発着エリア　イ　首都圏発着（観光施設提携型）①③に、

「首都圏発着①静岡県域周遊」を、

⑷　適用区間①発着エリア　ハ　首都圏発着（観光施設提携型）④に、

「首都圏発着②静岡県域周遊」を、

⑷　適用区間①発着エリアに、

「ヘ　名古屋発着　静岡県域周遊

第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから豊田インターチェンジまでの区間、愛知道路コンセッション株式会社が管理する名古屋瀬戸道路の長久手インターチェンジから日進ジャンクションまでの区間（ただし、名古屋瀬戸道路にかかる料金が別途必要。）、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東インターチェンジから豊田藤岡インターチェンジまでの区間。」を、

「ト　尾張発着　静岡県域周遊

第一東海自動車道の守山スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の小牧東インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間。」を、

「チ　みえ発着　静岡県域周遊

近畿自動車道名古屋亀山線の桑名東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクション（供用開始されていない場合は、新四日市ジャンクションまでとする。）までの区間、一般国道475号（東海環状自動車道）の新四日市ジャンクションから大安インターチェンジ（供用開始されていない場合は、東員インターチェンジまでとする。）までの区間及び一般国道302号（伊勢湾岸道路）の名港潮見インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間。」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、

「ト　首都圏発着①静岡県域周遊、首都圏発着②静岡県域周遊、名古屋発着　静岡県域周遊、尾張発着　静岡県域周遊、みえ発着　静岡県域周遊、静岡県域周遊

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新城インターチェンジまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間。」を、

３．企画割引「2018岐阜ドライブプラン」中、

⑴　割引をする自動車に、

「⑧長浜～岐阜各務原～小牧周遊

⑶ニに定める期間のうち１日間以内に、⑷②ホに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　下表に、

長浜～岐阜各務原～小牧周遊	2,100円	2,600円

を、

⑶　実施する期間に、

「ニ　平成30年５月７日から平成31年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、

「ホ　長浜～岐阜各務原～小牧周遊

中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから湖東三山スマートインターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから岐阜各務原インターチェンジまでの区間、北陸自動車道の米原ジャンクションから長浜インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老インターチェンジまでの区間。」を、

４．企画割引「2018北陸ドライブプラン」中、

⑴　割引をする自動車に、

「⑦一宮発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑧一宮発着　金沢東～朝日～美並周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑨名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑩名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～美並周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑪豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、